

Alternative Systems Study Bulletin

メール版 第23巻第4号 (2015年11月8日)

4回目のメール版を送ります。

ルネサンス研究所などの複数のメーリングリストに投稿しますので、これまで手に取っておられなかった方々にも届くことになります。配信停止の手続きは、メールで連絡して下さいればいいのですが、メーリングリストのばあいは配信停止ができません。お手数ですが届いたら削除して下さい。

この小冊子は、1993年から発行しています。最初は知的創造集団のネットワーク形成をめざし、数人の同人で始めました。しかし、私が阪神大震災以降多忙になったこともあり、第4巻(1996年)からは私の個人誌として再出発しています。そのころは協同組合のシンクタンクづくりをめざしていました。シンクタンクづくりは実現していませんが、以降隔月刊で発行し、主要な論文はHPに掲載しています。最近HPの更新もしていませんが、これを機会に努力してみます。

メール版は拡散自由です。またいろいろな意見や異論があれば、メールでお知らせください。

編集 境 毅(筆名:榎原 均)

連絡先 〒600-8691 京都市下京区東塩小路町 京都中郵私書箱 169号 貿易研究会

ホームページ <http://www.office-ebara.org/>

メール sakatake2000@yahoo.co.jp

購読料 無料 (カンパ歓迎)

カンパ振込先(郵便振替)

口座番号:01090-5-67283

口座名:資本論研究会

23巻第4号 目次

まえがき

田畑稔『マルクスとアソシエーション』および『マルクスと哲学』に寄せて

A 田畑稔のアソシエーション論と物象化論

B 物象化とアソシエーション

社会主義理論学会報告

第一部 物象化とは意志支配である

第二部 物象化の下でのアソシエーション運動の課題

C 物象化=意志支配論の射程(メモ)

豊下楯彦『昭和天皇の戦後日本』に学ぶ(著書要約)

第1章 憲法改正

第2章 講和と安保条約に向けて

第3章 安保条約の交渉過程

まえがき

前号まえがきで、豊下梢彦『昭和天皇の戦後日本』（岩波書店）に衝撃を受けたと書きました。今回はこの書の要約を試みました。私は戦後史の専門家ではないのでこの書について批評する能力はありません。ご自身でこの書を紐解くことをお勧めします。

今回は、この要約のほかに、11月1日に行われた社会主義理論学会での報告関連文書を収録しました。こちらを冒頭に置いています。まず一瞥してほしいのは、社会主義理論学会報告「B 物象化とアソシエーション」第一部です。『季報唯物論研究』の最新号が物象化特集であり、私も寄稿させてもらいましたが、掲載された論文を見る限り、価値形態論から物象化を解明するという研究はなく、しかも、ほとんどが、ルカーチの『歴史と階級意識』のテーマである *Verdinglichung*（物化）を平井俊彦の訳語「物象化」に影響されて、物象化論ととらえていました。それで、思い切って *Versachlichung*（物象化）を意志支配とみる自説を、挑発的に、「学知では物象化は捉えられない」という切り口で展開してみました。

田畑さんご自身は、まだ物象化論を本格的には展開はしておらず、これからの課題だということでしたが、意志の問題を考えておられる点で、同意できるところもある、という感想をいただいています。私としては若干不毛な作業ですが、ルカーチの *Verdinglichung*（物化）論の内容を平井訳ではなく、原書にあたって、「物象化」という訳語を「物化」に置き換えるところから作業をはじめ、ルカーチの主張が *Versachlichung*（物象化）論ではないことを証明するしかないと考えています。

次に豊下の本の要約をしていての感想です。まず引用です。

「ここまで豊下の著書の要約を書いてきて、1970年代までの安全保障の研究の頼りなさに驚く。1960年の安保改定反対闘争に続き、1970年も安保粉砕が闘争目標となっていた。しかし、豊下が『安保条約の成立』で上げている文献で、資料集や回想録は別として、1970年までに出版された著書は、安保条約の調印後、急遽出版された『安保条約』（三一新書、1960年）だけである。

安保の問題が人々に広範に意識されるようになったのは、沖縄の普天間基地移転問題での鳩山首相の県外移転の提案と、それが日本の外務官僚に受け入れられず、逆に鳩山首相が辞任させられるという事態が起きてからであろう。さらに、戦後70年という節目で日本の安全保障の枠組みを見直す安倍政権の登場で国民的課題となった。

豊下に著書以外に、読みやすい参考文献を挙げておく。

矢部宏治『日本はなぜ、基地と原発を止められないのか』（集英社インターナショナル、2014年）

前泊博盛編著『本当は憲法より大切な日米地位協定入門』（創元社、2013年）

この要約は、2回に分けて『協同組合運動研究会報』に掲載するので、その第一回目の感想として上掲の引用部分を書きました。

現在の問題関心は、社会主義理論学会報告の第二部で、これは短いのでここに引用（再掲）しておきます。

「1. 日本の権力構造

（1）豊下梢彦『昭和天皇の戦後日本』の衝撃

憲法制定およびサンフランシスコ条約、安保条約締結時の天皇の積極的介入を解明。ソ連、中国に対抗する国際的反革命同盟を米に提起し、日本から基地残留を要請する。

これによって天皇制官僚は、安保国体という形で生き残った。

天皇制官僚は明治時代の＜官制＞を原理としているが、戦後の官僚も＜官制＞を原理に人民支配をしている。辺野古を見よ。今日再度繰り返される沖縄処分。

（2）官僚支配の解明

＜官制＞とは、赤木須留喜『＜官制＞の形成』（日本評論社）によれば、明治になって形成された官僚制の指揮運営原則であり、昭和12年に完成した。これが敗戦後のGHQの民主

化攻勢にも耐え、この明治憲法にもとづく官僚制の指揮運営原則が、今日の官僚制にも貫徹されているというのだ。

安倍政治は何故したたかか。安倍政治を支えているのは<官制>原理で人々を支配している官僚である。<官制>は明治憲法にある、国民を天皇の臣民とした官僚支配の原理だが、これは今日にも生きていることは、自民党の改憲草案に一目瞭然。日本の官僚が身分を階級に形成してきた歴史を踏まえる必要がある。

(3) 日本の支配階級の分裂

3.11 以降支配階級の亀裂が明らかとなった。しかしこの亀裂はなかなか具体化しない。その背景にも官僚支配がある。いずれにしても現時点での日本の階級分析と権力分析が改めて必要ではないか。」

明治時代の官僚制の指揮運営原則である<官制>の分析は次号には間に合うでしょう。いま必要なのは、支配階級が分裂しているという事態の調査であり、この分野でのシンクタンク活動が問われています。

ところで上京して書店で、佐藤優『官僚階級論』(モナド新書)を見つけました。日本の官僚が自身を階級に形成しているという分析は『情況』2015年新年号官僚特集で、私が提起した論点ですが、佐藤はこの書のプロローグで官僚階級の定義を与えており、有益です。佐藤が論陣を張ることで官僚階級論が普及することを期待したい。

あと報告ですが、社会運動事典の編集は、出版社が晃洋書房で、『既成概念をぶち壊せ！一生き残るための「社会運動」事典-』(仮題)(編集代表:杉村昌昭・境毅・村澤真保呂)という企画で現在進行中です。年内に編集を終わり来年春出版の予定です。この出版にめどがついた段階で、ネット版の社会運動事典の呼びかけに取り掛かるつもりです。みなさまのご協力をお願いしておきます。

田畑稔『マルクスとアソシエーション』および『マルクスと哲学』に寄せて

(解題)

2015年11月1日に開催された社会主義理論学会の研究会で、『マルクスとアソシエーション』の増補版を出された田畑稔さんの報告があり、私はその報告へのコメンテーターを仰せつかり、書評のような体裁で田畑説の紹介を試みようとして準備していた。ところが途中で田畑さんから当日のレジュメの一部を見せていただいたところ、ご著書の紹介だけではなく、現在の運動にとっての課題が述べられていることが判明し、急遽コメントの内容を切り替え、「物象化とアソシエーション」というテーマで、物象化は意志支配であるという自説を述べることにした。それで、A、Bの二つに分けて、最初準備した書評をその後完成させたものと、社会主義理論学会でのコメントを掲載する。また、学会で配布したメモも、Cとして収録しておく。Cは単なる覚書であり、議論の素材としていただければ幸いです。

A 田畑稔のアソシエーション論と物象化論

第1章 『マルクスとアソシエーション』

1. 本書の問題意識の概要

田畑稔の『マルクスとアソシエーション』(新泉社、1994年)の増補新版が2015年に同じ版元から発行された。原本は、田畑の三部作構想の端緒をなす著作であり、そして三部作構想は、『マルクスと哲学』(新泉社、2005年)に結実された。私は専門的研究者ではないので、増補部分には触れず、原本(以下本書と記す)と、『マルクスと哲学』第8章に限定して、物象化論との関連で田畑のアソシエーション論に言及してみたい。

この書は「はじめに」にあるように、「アソシエーションという概念に焦点を当てて、マルクスを一から再読」（旧版、3頁、増補版7頁）する試みであり、その全面性、体系的において類書のない先駆的研究であった。ただ、アソシエーション運動は実践的には協同組合運動として取り組まれており、その分野では「アソシエーション」というカタカナ用語が必ずしも普及していたわけではないので、日本における社会変革をめざすアソシエーション運動のトータルな把握には、生活クラブやグリーンコープの理論などの検討が必要であろう。

本書は東欧・ソ連の崩壊という「社会主義」・「共産主義」思想の試練に際して、「アソシエーション論的転回」（旧版、5頁）を遂行する方向で、その運動の再生と再出発の方向付けのための「マルクスについての思想史的研究」（旧版、4頁）であり、この基本的視点は「未来社会は『アソシエーション』として、つまり『個人性』の本格的展開にもとづく『共同性』の自覚的形成として、構想されるべき」（旧版、7頁）というものであった。その作業はアソシエーションという用語が、さまざまに翻訳され、訳し分けがなされていることで、マルクスに限定しても、容易にその概念を特定できない混沌状況に分け入って、翻訳用語の特定から始めている。

田畑の基本モチーフは「資本によって『コンバインドされた』労働者たちが、危機と闘争の中で、モラル的・政治的成長をとげて、自己統治能力を展開し、単なる『コンバインドな』労働を『アソシエイトした』（増補版で「アソシエイトした」に変更、以下そのように記す）労働へと主体的に変換していくプロセスこそ、近代共産主義運動の基本的内容をなす」（旧版、27頁）という把握であろう。そしてアソシエイトした労働はアソシエイトした知性に担われるという視点から、エンゲルスやレーニンの計画経済構想への批判を展開している。

その際のツールとして田畑が提起するのは、「社会的編成」論である。田畑はマルクスのその理論を次の4分割として整理している。

「第一は物質的生活の生産・再生産の領域、

第二は社会的な生活過程、社会的編成ないし社会組織の領域、

第三は政治的生活過程ないし国家的編成の領域

第四は精神的な生活過程ないしイデオロギーの領域、」（旧版、32頁、増補版34～5頁）

田畑によれば、マルクスは、第一領域が他の諸領域を基本制約するという了解のもとに、他の領域がこの順に展開されているというのだ。従来の理解であった土台—上部構造論の批判をこの社会編成論から行っただけで、田畑は、社会編成の四つの型を定めている。（旧版、35～9頁）

第一基本形 自主的共同体

第二基本形 商品交換社会

第三基本形 権力社会

第四基本形 アソシエーション

田畑による社会的編成の四つの領域と、社会編成の四つの型との関連は次のように把握されている。

「現実の社会ではこれらの基本形が複雑に編成され交錯している。たとえば資本制が発達した近代市民社会での場合で見れば、第二基本形の『交換社会』をベースに、資本による生きた労働に対する支配が組織されている（第三基本形）。同時に資本所有者は株式会社という『直接アソシエイトした諸個人の資本』として、また労働者は労働組合などとして、第四基本形で組織されている。非労働領域では、同好同信などのアソシエーションが無制限に『泡立って』いる。第一基本形もまた、きわめて収縮した形態ではあるが、核家族として、また周辺／辺境地域のコミュニティーとして再生産されているのである。」（旧版、40頁、増補版、42頁）

そして大づかみで見れば、マルクス的人类史は「①自制的共同体とその諸変容→②『市民社会』→③『アソシエーション』、という成層的展開が見えてくる」（旧版、41頁）とい

うのだ。

2. 過程的アソシエーション論

田畑が探求しようとしている課題は、市民社会からアソシエーションへという時の「生産と交換の新たな総社会的調整システム」(旧版、118頁)であるが、しかしマルクスの時代にあつては、過渡期のこのシステムについての実践的構想を提示できる条件はなかったとみている。そのうえで、田畑は次のマルクスの考察を紹介している。

一つは「移行の期間、信用システムがひとつの強力なテコとして役立つだろう」(旧版、122頁)であり、二つ目は「アソシエイトした知性」(旧版、127頁)、三つめは「コミュニケーション」(旧版、141頁)である。これらを踏まえて田畑は「アソシエーション過程」について次のように述べている。

『アソシエーション』過程は、歴史的過程としてはそれ自身が内部にこのような『権力』関係をはらみつつも、原理上は、『社会的諸力』を『社会的諸権力』として「外化」するこのような『権力』過程とは反対方向の過程、つまり諸個人が社会的自己統治権力を展開して、相互孤立的あり方を克服することによって、『外化』された『社会的諸力』を諸個人自身に服属させる過程であるといえるだろう。」(旧版、146頁、増補版、140頁)

田畑はアソシエーションそのものにも、権力関係が内在しており、権力過程の作用として、社会的諸力が社会的諸権力として、諸個人の外部に外化される事態が起きることを想定し、これに対する反対方向の過程が追及されるべきであり、それがアソシエーション過程だとみている。例えば工場における労働を例にとつて次のように述べている。

「資本により外在的に『束ね』られた労働者たちが、危機と闘争をとおして知的モラル的政治的成長を遂げ、コンパインドな労働をアソシエイトした労働へと主体的に変換しようとする過程として成立するのである。」(旧版、148頁)

その際に、外在的な束ねと、アソシエイトした関係との相違に関して次のように考察している。

『権力』の『指揮機能』は内容面で見れば『二面的』である。つまり『社会的労働過程の本性から生起する限りでの指揮機能』がこの過程の『敵対的な性格』に由来する『指揮機能』と『同一化』されて現象するのである。」(旧版、149頁)

つまり、権力の指揮機能が二重性を帯びているのだが、社会的労働過程の本性から生起する限りでの指揮機能がアソシエイトした労働に属するのである。こうして、アソシエーションの組織についての次のような規定が与えられる。

「諸個人が『細部機能』に縛られ『部分個人』に転化している状況が克服され、全員が『指揮機能』を含む『社会的諸機能』を自分の『つぎつぎ交替する活動様式』として担っていく。諸機能、諸活動のそういう『転換』と『流動』が実現している組織だということである。」(旧版、155頁、増補版、147～8頁)

このようなアソシエーションの組織についての考え方にもとづいて、田畑は従来のアソシエーション論を、資本主義の中心ではなく、その周辺から開始されると見る周辺論的アソシエーション論、それから、中心の問題点を補足する、補足的アソシエーション論、の二つに区分したうえで自らのそれを、過程的アソシエーション論と名付けている。(旧版、156頁)

3. 物象化との関連での本書の内容

社会主義社会に市場は存在するか、という問題は、過去においては市場が廃絶されているという理解が主流であった。わずかに岩田昌征らが、市場社会主義論を唱えているに過ぎなかった。ソ連崩壊以降、市場社会主義論は影響力を増しているが、しかし、大谷禎之介は近著『マルクスのアソシエーション論』(桜井書店)で社会主義社会をアソシエーションとみなしつつも、それを市場が廃絶された社会として描いている。ところで田畑は本書第4章で、マルクスの『ゴータ綱領批判』に依拠して、交換を広くとらえている。

『交換』にはらまれる『相互性』はその点で『共同性』一般とは明らかに異なる。『相互性』は『共同性』が『個別化』原理を介して貫かれる形態にはかならない。」(旧版、175頁、増補版、166頁)

マルクスが社会主義社会での生産と分配のシステムを描き出し、商品交換ではないが、しかし等価交換というその原理がまだ克服されていないと論じている部分をこのように評価した田畑は、社会主義社会における「交換」を共同性が個別化原理を介して貫かれる形態だと捉えたのだ。このような「交換」についての考察から田畑は未来社会の労働交換システムについて次のように述べている。

「労働交換システムとしての未来社会構想では、『交互性』の契機として排他性からまぬがれた『向自存在』と並んで、この交換の根底にある(物件化をまぬがれた)『普遍者』としての労働が『自由な個人性』を理論的に支えているといえるだろう。」(旧版、178頁)

ここで田畑は物象化について言及している。それでより詳しく田畑の物象化論を追ってみよう。まずは資本を物象化した権力ととらえるところから始めている。なお田畑は、物象化ではなく「物件化」という訳語を当てている。

『資本』という物件的権力は、物件の私有にもとづいて諸個人を『束ね』て協業(社会的生産)を組織しているという意味では社会的権力であり、しかも諸科学を直接的生産過程に組み込んで『普遍的労働』を組織しているという意味では知的権力でもある。資本制の下では、科学者ないし科学者集団がこの『普遍的労働』の認識面を、技術者ないし技術者集団がこの『技術学的応用』面を、そして直接労働者は機械装置の自動システムに従属しつつ、この『普遍的労働』の直接労働過程を、それぞれ分業的に担っているのであるが、これら諸要素を『束ね』て現実の生産過程を組織しているのは『資本』という物件的権力であるという意味で、『普遍的社会的労働が自己を具現するのは、労働者においてではなく資本においてである』ということになる。だからこの二重の意味での権力である『資本』を克服するものとして『アソシエートした労働』は、それ自身二重の性格を持たなければならないだろう。それが『諸個人が活動を直接に〔権力の介在なしに〕普遍的な、社会的な活動として措定する』という形で定式化されているのである。」(旧版、190～1頁、増補版、179～180頁)

この書は物象化論の解明を意図したものではない。とはいえ、資本を物象化した権力と規定し、物象化を資本主義批判の中心においている。したがって物象化についてのトータルな素描は次のような内容で与えられている。

「相互孤立的に分業を営む諸個人には、彼ら自身の社会的諸関係が、物件の持つ神秘的な自然的属性として現象している。商品フェティッシュから利子生み資本まで、一つの現象を成立させている媒介、過程、構造が当該諸個人から『隠れ』てしまっており、諸個人は『没概念的』な直観主義と没批判的ポジティヴィズムにもとづき日常生活を営んでいる。『隠れ』ている構造は『危機』という非日常的の局面で、諸個人を暴力的に圧倒する『不可避の自然法則』ないし『宿命』として当該諸個人に向かって現象してくる。……ところが、『表層』の『物件的依存』によりつねに仮象に転化させられるために、『諸個人が諸観念によって支配されている』事態としてこの仮象的自由が意識されている。これは資本にせよ国家にせよ夫の支配にせよ、支配ないし権力が近代では『自由な契約的合意の結果として現象する』からである。」(旧版、199～200頁、増補版、188頁)

このように田畑によれば物象化とは、相互に孤立して分業を営む諸個人の社会関係が、物象のもつ神秘的な自然的属性として現象してくる事態であり、そしてこの現象を成立させている媒介、過程、構造が、この現象形態によって隠されてしまっている様式だということになる。そして危機においては、この構造が、諸個人を暴力的に圧倒する宿命なものとして現象するが、日常時には、物象化された関係は、自由な契約的合意の結果として、観念され、人々はそれにつき従っている、というのだ。

第2章 『マルクスと哲学』の物象化論

1. 社会的妥当性、仮象、物象化

『マルクスとアソシエーション』で述べられた物象化論は、『マルクスと哲学』ではやや詳しく展開されている。まず商品の価値形態を念頭に置いて、人間の社会的関係が、等価商品の自然的属性として見える事態について、次のように述べている。

「私の商品は、その価値を直接に示すことはできない。私の商品（『相対的価値形態』）の価値は、それと等値される商品（『等価形態』）が『このあるがままの姿のモノ』として表現するのである。ある商品の価値は、＜反省的に見れば＞社会的総労働の可除部分を、つまり人間相互の一定の社会関係を、実体として持っている。しかし＜当事者にとっては＞それは、等値される商品の自然属性として『見える』。ここに『置き換え』がある。」（『マルクスと哲学』、412頁）

価値形態には置き換えがあること、この確認の上に今度は人格と物象との関係について考察している。

「人間相互の社会関係がモノの自然属性やモノ相互の社会関係に『置き換え』られるこの事態が、マルクスによる『市民社会の唯物論』の要素規定だと見ることができよう。もちろん、マルクスが商品交換を『物件の社会的関係』と表現したからと言って、彼がそれを『物件』の自己運動と解するわけではない。商品交換はまったく『自由な諸人格』の『共同意志』的行為なのであって、市民『法』的意味においては何ら『人格の物件化』でも『物件の人格化』でもない。ところがこの『自由な人格』はその意志の『内容』（意志規定）から見て、重大な『物件化』をはらんでいるのであり、諸人格は『商品の番人』『商品の代表』、いわば＜人格化した商品＞に収斂していく傾向を示すのである。」（同書、413頁）

ここで田畑は、商品交換を一方では、自由な人格の共同意志行為であると捉え、この市民法的意味においては人格の物象化は起きてはいないが、しかし、他方で、この法的形態における人格の意志の内容にまで立ち入れば、諸人格は商品の番人となり、人格化した商品に収斂されていくとみている。

「総ての商品所有者が『共同の仕事』として、特定の商品を『相対的価値形態』から排除し、それに『等価形態』であることを独占させ、自分のもつ商品の価値をもっぱらこの商品とのみ等置するようになったその瞬間から、商品世界は商品世界として構造化される。いまや自分の生産した物件の価値を貨幣商品で表現することなしには、商品世界への入場は許されない。したがってまた、自分が社会的必要総労働に参画していることを確証しえない。ところがここにも、社会的関係規定と自然規定の『融合』が見られる。金の物的形態が『すべての人間労働の目に見える化身、一般的社会的蛹化として通用する』のである。」（同書、414頁）

田畑は、ここで、貨幣の生成によって商品世界が統一的秩序を形成し、商品世界が商品世界として構造化される、とみるのだが、残念なことに、この見解を『資本論』現行版の価値形態論から導いていることだ。もし、初版本文価値形態論と交換過程論との関連で、貨幣の生成が解かれていることを把握すれば、商品所有者の「共同の仕事」とされている行為が、商品所有者たちが、商品に彼らの意志を宿すことで行われる行為であり、それは無意識のうちでの本能的共同行為であることが判明したであろう。

さてこのあとにも田畑は、「『社会的妥当性』や『仮象』は『物件化』とどう関係するか」（同書、423頁）と問い、その回答を与えているが、その批判は社会主義理論学会レジュメで取り上げた。それでここでは主として田畑の説の紹介を試み、締めくくりとしよう。

2. 当事者意識と学的反省

田畑は、先に紹介した、すべての商品所有者の「共同の仕事」の結果生み出された貨幣が、商品世界を構造化するという考えを述べた後、この事態を人々の認識の問題として考察し、社会的妥当性、仮象、と物象化との関連の考察に移っている。その際にまずマルク

スの記述パターンが次のように特徴づけられている。

「商品論に即して言えば、マルクスは物件化過程をくある物件は一定の交換関係の内部で単なる自然形態以上の価値形態として社会的に妥当する>というパターンで記述し、これに随伴する『仮象』をくある物件は生産当事者にとって一定の交換関係から独立に自然属性として価値形態をもつように見える>というパターンで記述している。これは貨幣論、資本論、利子論などにも共通するパターンである。では『社会的妥当性』や『仮象』は『物件化』とどう関係するのか。」(同書、423頁)

このあと『資本論』初版本文価値形態論からの引用がある。そしてそれに依拠する形で、三点にわたり、解釈がなされている。しかし、初版の価値形態論と現行版のそれとの論理展開の相違には注意を払ってはいない。それはさておき、第一は、ブルデューのハピドスと同じように、行為が最初は「偶然たまたま」であり、つぎに「習慣的」となり、最後に「社会的に通用する」という順序で過程が、純粹無意識ではないが、しかし、自生的な過程として進むことが述べている。その上で、第二と第三で田畑の物象化理解の要が次のように展開されている。

「つまり人と人との社会的関係が、モノとモノとの関係として、モノの自然属性として『見える』のは、彼らが実践的に『共同の作品』として構造化している相互行為の一定のあり方<の本性>から生じてくるのである。だからこの『物件化』された『見え』は、ヘーゲルのように単なる精神の直接態ということではなく、当事者たちが相互行為的に入り込んでいる実践的關係から説明されるのである。

しかし『物件化』は重畳する。一定の相互行為の構造ができあがると、それをく対象とする>意識も『社会的妥当性』を獲得し、構造化する。……このように『物件化』意識を構造的に組み込んだ形で、さらに自生的に、最初は偶然的に、次に習慣的に、最後の構造化される形で、事態が進み、『物件化』の重畳が進行するのである。

このような物質的生活の近代的形態にドミナントな、相互行為と意識の、また自生性と構造化の、商品、貨幣、資本、利子へと展開するプロセスの全体の特徴づけとして、マルクスは『物件化』を用いようとしたと筆者は考える。……したがって彼の『物件化』は、『仮象』としての『物件化』を不可欠な契機とするが、それはあくまでも契機であると考ええる。

第三に、学的反省がくる。『後になって彼らは学により、彼ら自身の社会的生産物の秘密の背後に至ろうとする』のである。<経済行為の当事者から見て>『物件化』は『物件化』としては見えない。<学的反省>がこの当事者の相互行為と意識の特徴として『物件化』を意識するのである。『物件化』過程の純化と進行、当事者自身の危機の深化がこの学的反省を促すのである。」(同書、425～6頁)

物象化そのものについての認識と、それが日常意識にもたらず仮象や社会的妥当性、これを当事者の日常意識と学知の二重の認識構造としてみたのは廣松渉であった。田畑もこの廣松の見解を紹介したうえで、自らの見解を述べている。そして廣松に対しては次のように批判している。

「マルクスは『物件化』に対して単に認識批判的にアプローチし、『誤った主観的仮象』を暴くだけではない。認識は実践の契機であるだけでなく、意識の契機でもある。商品であれ、貨幣であれ、資本であれ、利子であれ構造化された相互行為のシステムが行為当事者に<対して>あるあり方は、同時に知覚、認識、価値判断、欲求、意志、構想力などの<対象とする>ことである。『仮象』としての『物件化』は、諸人格の意志内容＝意志規定がますます『外的物件に汲みつくされ』ていくプロセスと一体なのである。構想力もまた貨幣獲得へと汲みつくされる。そしてそこに『市民社会の唯物論』の地盤が拓けるわけである。この面が廣松の『物象化』論では展開されないように思う。諸個人の意志がその内容から見て『外的物件に汲みつくされている』からこそ『自由意志』を介して『自然法則』としての経済法則も貫徹するわけである。」(同書、427頁)

ここで「外的物件に汲みつくされ」という引用はマルクスからではなく、ヘーゲル『法

哲学』からである。ヘーゲルの所有論は、人格が物象に自分の意志を「置き入れる」とするものだが、マルクスは、交換過程論で商品所有者が自分の意志を商品に「宿す」と述べている。この相違について検討すればヘーゲルにあっては「外的物件に汲みつくされ」ているとはいえ主体は人格にあり、他方マルクスのあっては主体は商品にあることが判明するだろう。なお、この点と、田畑の物象化理解の要についての批判は、以下を参照されたい。

B 物象化とアソシエーション——社会主義理論学会報告

はじめに

『季報唯物論研究』最新号（132号）で物象化の特集があり、私も寄稿した。全体を一瞥してみて、価値形態論から物象化を説く論者がいないことに気づいた。私は『資本論』初版本価値形態論の解説にもとづいて、物象化を意志支配の様式と理解しているが、ルカーチの物化論を物象化論とみなす一般的理解に災いされて、この理解は普及していない。しかし、この点についての理解の欠如は、ソ連崩壊についての原理的解明を不可能とし、また今日のアソシエーション運動と陣地戦の発展方向の解明にも、致命的欠陥をもたらすだろう。今回コメンテーターの役を与えられた機会に、田畑さんの諸労作に言及しながら、自らの物象化論について述べてみたい。

あと事前に田畑さんの報告の一部を読ませていただいて、それが現在のアソシエーション運動の実践的展開に役立つ問題提起であることが判明した。それでこの運動が直面している実践的課題についても私見を述べておきたい。

第一部 物象化とは意志支配である

1. 物象化理解は学知の彼方にある

(1) 田畑さんの物象化理解

田畑さんは『マルクスと哲学』で「物件化」（引用はこの用語を生かし、地の文は物象化で統一したい）に関して次のように述べています。

「つまり人と人との社会的関係が、モノとモノとの関係として、モノの自然属性として『見える』のは、彼らが実践的に『共同の作品』として構造化している相互行為の一定のあり方<の本性>から生じてくるのである。だからこの『物件化』された『見え』は、ヘーゲルのように単なる精神の直接態ということではなく、当事者たちが相互行為的に入り込んでいる実践的關係から説明されるのである。

しかし『物件化』は重畳する。一定の相互行為の構造ができあがると、それを<対象とする>意識も『社会的妥当性』を獲得し、構造化する。……このように『物件化』意識を構造的に組み込んだ形で、さらに自生的に、最初は偶然的に、次に習慣的に、最後の構造化される形で、事態が進み、『物件化』の重畳が進行するのである。

このような物質的生活の近代的形態にドミナントな、相互行為と意識の、また自生性と構造化の、商品、貨幣、資本、利子へと展開するプロセスの全体の特徴づけとして、マルクスは『物件化』を用いようとしたと筆者は考える。……したがって彼の『物件化』は、『仮象』としての『物件化』を不可欠な契機とするが、それはあくまでも契機であると考ええる。」（『マルクスと哲学』、新泉社、425頁）

田畑さんは、『社会的妥当性』や『仮象』は『物件化』とどう関係するのか（同書、423頁）と問い、その回答を三点にわたって与えています。最初はブルデューのハピドスに似て、行為が、最初は「偶然たまたま」がつぎに「習慣的」となり「最後に社会的なものとなって構造化」し、「社会的妥当性」を持つ関係になるという社会的行為論が展開されてい

ます。

二番目に述べられているのが引用した部分で、「物件化」は「仮象」を不可欠な契機とするが、あくまでもそれは契機であることが述べられています。そして第三に、としての「物件化」を見抜くのは「学知」であると主張されています。

「第三に、学的反省がくる。『後になって彼らは学により、彼ら自身の社会的生産物の秘密の背後に至ろうとする』のである。＜経済行為の当事者から見て＞『物件化』は『物件化』としては見えない。＜学的反省＞がこの当事者の相互行為と意識の特徴として『物件化』を意識するのである。『物件化』過程の純化と進行、当事者自身の危機の深化がこの学的反省を促すのである。」（同書、425～6頁）

この当事者の意識と学知との二重の認識論は、すぐこの後で田畑さんが言及している廣松渉の認識論の枠組みと同一です。もちろん田畑さんは廣松物象化論への異議は後で見るとように述べてはいるのですが。

（２）学知で物象化は把握できるか 分析的抽象と事態抽象

物象化の現場は価値形態にあり、その原理は簡単な価値形態の分析によってマルクスが明らかにした。しかし『資本論』研究者にとってこのマルクスの分析は謎になってしまっている。つまり学知では物象化は理解できないという問題意識が必要ではないか。

学知は思考法則にのっとっている。思考法則について、マルクスは下向、上向の方法を学問的に唯一の正しい方法だとみなしたが、しかしすぐ、この思考産物は、現実そのものとは区別されたものであることを指摘している。下向の際に使われる方法は分析的抽象であり、上向の際には総合である。ところで価値の実体である抽象的人間労働は、思考産物ではなく、社会的関係が作り出す事態抽象の産物である。同じ抽象でも思考が行う分析的抽象ではない。また簡単な価値形態にあっては、価値は現象形態をもつが、それは超感性的なものである。そしてこの超感性的な現象形態は幻影的形態（幻影的形態といっても幻のようなものという意味ではなく、現象形態を隠してしまうという意味での幻影である）を人の目に反映させる。物象化は超感性的な現象形態の成立に関連し、物化は幻影的形態に関連している。

関係一般を学知は捉えられているか。関係の哲学者廣松も四肢的構造の提起にとどまり、当事者と学知の二重の認識論を提起したが、関係そのものの解明は未決であった。ヘーゲルが言うように関係の両極は感性的なものであるが、関係そのものは思考によるしかない。しかしその関係の在り方は思考法則に合致してはいないのだ。存在と認識の一致が真理であるというエンゲルスの理解は克服されなければならない。思考の論理と存在の摂理は異なるもので、特に存在は関係と同義であり、そして、関係の解明は学知の彼方にあるのだ。私はこの関係を取り扱う知を科学知と区別して文化知と名付けた。実践知の方がいいかもしれない。実践知は有機的知識人に担われ、アソシエートした知性として存在するだろう。

弁証法が鋭くなっている、という価値形態論におけるマルクスの指摘。ヘーゲル弁証法の転倒を掲げたマルクスは、価値形態論でこの転倒した弁証法を展開したと見た方がいい。ヘーゲルの弁証法は、自我と対象という両極を関係させる媒介を意識と置き、この意識を実体＝主体とみなして思考法則である論理学を解明したが、初作の精神現象学では、まだ意識は主体の位置になく、自我と対象という意識の外にあるものを主体としていた（加藤尚武は論理学はよくわかるが精神現象学はできそこないだ、という意味のこと言っているが、この弁証法の違いに気づいていないからだ）。これは外の主体の弁証法で、マルクスが意図したヘーゲル弁証法の転倒は、外の主体の弁証法ではなかったか。

ではこの外の主体の弁証法、鋭くなっている弁証法にはどのように迫れるのか。レヴィナスのように存在論という思考の彼方に倫理を発見するという提案もあるが、これは人と人との関係の理解には不可欠だが、物象化にはなじまない。外の主体の弁証法は、簡単な価値形態に関するマルクスの分析を迫体験することからしか始まらない。

2. マルクスの追体験

(1) 簡単な価値形態の分析 上着が価値の化身に形態規定されている

『資本論』の三つの価値形態論で初本文価値形態論を取り上げるべきだ。弁証法が鋭くなっているのはこちらの方なのだ。付録は教科書的な記述であり、現行版はこの付録をもとに書き直された。

リンネル＝上着で表現される簡単な価値形態において、この等式をリンネルの価値が上着で表現されている関係と読む。価値形態の秘密と謎の区別が肝要で、秘密は超感性的な価値の現象形態に関連し、謎はその現象形態が人の目に映る幻影的形態に関連している。一般に価値形態の秘密は、リンネルの価値が上着の使用価値で表現されている事態の指摘にとどまっている。これは関係の両極としてある感性的なものについて言及しただけで、秘密は関係そのものの解明によってなされるべきだ。というのも、幻影的形態は上着という使用価値そのものに、交換可能性という社会的力が備わっているように見えることだが、これは上着がこの関係の中では価値の化身とされていることによる。これが価値形態の秘密である。この事態をマルクスは経済的形態規定と呼んだが、それは自然素材そのものが経済的関係の中において持つ社会的属性についての指摘である。

つまり関係において、関係を働きかけられる方が形態規定され、その関係の実体の化身にされるのだ。たとえば人々の対面関係において、支配者と被支配者を想定すると、支配者の見るまなざしを受けた被支配者が、一般的他者の態度を取得する、という力学が働くが、そのようなものと同等なことだ。被支配者が一般的他者の態度を否定するときに反抗の始まりである。

物象化とは、等価商品上着が、価値関係の中では価値の化身とされている、そのような現象形態を読み取ることであり、これは宗教知にとっては得意な領域だが、認識をゆがめてしまう。他方それは科学知の彼方にある。

(2) 貨幣の生成 無意識のうちでの本能的共同行為

初本文に依拠すべきなのは、交換過程論との芸術的一体性の見地からもである。初本文価値形態論第IV形態は、現行版にあるような貨幣形態ではなく、第二形態の羅列であり、商品世界の統一的秩序の形成に失敗した形態である。交換過程論はこの形態を受けて、交換過程で貨幣が生成される様相が描かれている。それは商品所有者が勝手に自分の商品で他の商品を買おうとすることを想定した第IV形態で躓いたことを受けて、商品に自分の意志を宿すことで、無意識のうちでの本能的共同行為を成し遂げ、貨幣を生成する。価値形態論の中では貨幣は生成せず、ただその概念が開示されるだけであり、商品に意志を宿した商品所有者たちが無意識のうちでの本能的共同行為で貨幣を生成したのだ。

この貨幣生成の共同行為は、商品所有者たちが自らの商品に値付けして市場に売り出すときに、その行為の裏面で無意識のうちに行っているものであり、貨幣生成は日々の取引ごとに都度更新されている。ハピドス論との相違がここにある。

さらにこの貨幣生成論はソ連崩壊の原理的根拠でもある。商品からの貨幣の生成が商品所有者たちの無意識のうちでの本能的共同行為によるのなら、プロレタリアートの独裁の国家といえども手を付けられないのではないか。というのも無意識の行為は、法律や行政といった意志行為の彼方にあり、だから迂回して無意識の行為を不必要とするような交易関係を作り出すことが必要だった。

(3) 物象化とは意志支配である

資本主義を意志支配の体制としてなんとなく捉えられているが、物象化を意志支配のシステムとして解読することで、この把握を正確なものにしたい。

田畑さんは次のように言っている。

「マルクスは『物件化』に対して単に認識批判的にアプローチし、『誤った主観的仮象』

を暴くだけではない。認識は実践の契機であるだけでなく、意識の契機でもある。商品であれ、貨幣であれ、資本であれ、利子であれ構造化された相互行為のシステムが行為当事者にく対して>あるあり方は、同時に知覚、認識、価値判断、欲求、意志、構想力などの<対象とする>ことである。『仮象』としての『物件化』は、諸人格の意志内容＝意志規定がますます『外的物件に汲みつくされ』ていくプロセスと一体なのである。構想力もまた貨幣獲得へと汲みつくされる。そしてそこに『市民社会の唯物論』の地盤が拓けるわけである。この面が廣松の『物象化』論では展開されないように思う。諸個人の意志がその内容から見て『外的物件に汲みつくされている』からこそ『自由意志』を介して『自然法則』としての経済法則も貫徹するわけである。」(同書、427頁)

ここでの田畑さんの「外的物件に汲みつくされ」という引用はヘーゲル『法哲学』からのものである。ヘーゲルは所有においては、人は物象に自分の意志を置き入れるという文脈の中で、置き入れた意志は自由意志ではなく物象に制約されるという意味で「外的物件に汲みつくされ」ということを述べていて、この必然性の洞察が自由である、という理解とともに、物象は主体ではなく、あくまでもそれは人格とされている。田畑さんは、ヘーゲルとは違って、諸個人の意志が「外的物件に汲みつくされ」ることで、それが法則性を持つという文脈で理解しているが、これではルカーチの物化論の枠組みになる。ルカーチの物化を平井俊彦が物象化と訳したことで、日本の物象化論は物化と物象化の区別付けに混乱を起こしてしまい、物象化を物化の意味で理解する人々が主流となった。というのも物化は人々の目に反映されている幻影的形態にかかわる事態であり、学知の対象となりうるからだ。

マルクスは交換過程論でおそらくヘーゲルの所有論を念頭に置いて、商品に自分の意志を置き入れるのではなく「宿す」とし、商品に主体があることを示した。置き入れるのではなく宿すことによって物象に意志支配されるのだ。この物象による意志支配が、この間の革命運動や社会運動の成長を阻害してきた基本的要因であり、支配階級の強みであった。いまその謎解きが始められ、アソシエーション運動の新たな発展を期すべき時に来ている。

第二部 物象化の下でのアソシエーション運動の課題

1. 日本の権力構造

(1) 豊下櫛彦『昭和天皇の戦後日本』の衝撃

憲法制定およびサンフランシスコ条約、安保条約締結時の天皇の積極的介入を解明。ソ連、中国に対抗する国際的反革命同盟を米に提起し、日本から基地残留を要請する。

これによって天皇制官僚は、安保国体という形で生き残った。

天皇制官僚は明治時代の<官制>を原理としているが、戦後の官僚も<官制>を原理に人民支配をしている。辺野古を見よ。今日再度繰り返される沖縄処分。

(2) 官僚支配の解明

<官制>とは、赤木須留喜『<官制>の形成』(日本評論社)によれば、明治になって形成された官僚制の指揮運営原則であり、昭和12年に完成した。これが敗戦後のGHQの民主化攻勢にも耐え、この明治憲法にもとづく官僚制の指揮運営原則が、今日の官僚制にも貫徹されているというのだ。

安倍政治は何故したたかか。安倍政治を支えているのは<官制>原理で人々を支配している官僚である。<官制>は明治憲法にある、国民を天皇の臣民とした官僚支配の原理だが、これは今日にも生きていることは、自民党の改憲草案に一目瞭然。日本の官僚が身分を階級に形成してきた歴史を踏まえる必要がある。

(3) 日本の支配階級の分裂

3.11 以降支配階級の亀裂が明らかとなった。しかしこの亀裂はなかなか具体化しない。その背景にも官僚支配がある。いずれにしても現時点での日本の階級分析と権力分析が改めて必要ではないか。

2. 陣地戦の課題

(1) 陣地戦の要は知的道徳的ヘゲモニー

市民社会に膨大に生まれているアソシエーションが、いかにして支配階級に抗する知的道徳的ヘゲモニーを構築しうるか。知的道徳的ヘゲモニーの基本的内容は自治だ。

(2) 官僚支配に対抗する自治

陣地戦はサードセクターでのまとまりを要請するが、日本の場合サードセクターは官の植民地状態。この現実から出発して自治を実現できるか。自治は自治の企てからしか始まらないが、それを具体化できるか。

(3) 差異を力に

差異を力にできる組織論をアソシエートした知性で作り出すこと。そのためには、経済的隷属からの解放を掲げて、資本主義を超えることを共通の課題とすることが大事。

C 物象化＝意志支配論の射程（メモ）

Versachlichung（物象化）を意志支配とみることで世界はどのように変容するか。

1. 今までに提起してきたこと

貨幣生成論から、政治権力による商品・貨幣の廃絶の道が望めないことが明らかとなる。

無意識のうちでの本能的共同行為を必要としないような交易関係を迂回して作り出す。

搾取、貧困、格差、差別、これらの根底に働く人たちの資本への経済的隷従があること、経済的隷従からの解放を掲げること。（「労働用具すなわち生活源泉の独占者へも働く人の経済的隷従が、あらゆる形の隷属、あらゆる社会的悲惨、精神的退化、政治的従属の根底にあること。」第一インターナショナル一般規約）

経済的隷従からの解放という目的で運動がつながること。

陣地戦における知的道徳的ヘゲモニーの重要性。意志支配への理解がないと、ヘゲモニーは貫徹できない。

意志支配の帰結としての、自己神格化した個人＝経済的隷従が自由と観念されている。個人化とサブ政治（バック＝労働の流動化と消費社会化）の提起の上に、個人の自己神格化からの解放を構想すること。その場としてのアソシエーション。

2. ルカーチについて

ルカーチの *Verdinglichung*（物化）論は、グラムシの陣地戦論とともに、第三インターナショナル時代に西欧での革命に失敗したことの総括としての意義を持っていた。レーニンの文化革命論と協同組合論もそうだがこれは革命後のロシアでのことだ。

ルカーチの場合、日本では *Verdinglichung*（物化）が物象化と訳されたために、物象化が意志支配としてではなく、社会関係が物に見えるという物化の文脈で理解されてきた。つまり、社会関係の物化——>合理化——>認識可能性という理解の上で、ブルジョアジーとプロレタリアートとの立場の違いから、後者が革命的認識に到達できる、というプロレタリアートの主体性の理論がルカーチの理論の大枠だが、このイメージで物象化論が捉えられることとなった。

3. 物象化による意志支配は従来の革命戦術を失効させる

物象化を意志支配とみると、革命の可能性が消失してしまう、という見解が表明されたことがある。権力奪取によって社会革命を遂行するという立場からすればそうなるだろう。しかし、もう一つの社会革命の道を構想できうるのではないか。

物象化を意志支配ととらえると、「私たちはなぜ喜んで資本主義の奴隷となるのか」への回答が与えられる。喜んで資本主義の奴隷になっている現実の原因を理解したときに人に何ができるか。

4. アソシエーション運動の可能性 意志支配の下での闘い

目標として、感性的なものの分有に亀裂を入れること（ランシェール）。

運動論として、説得ではなく、感染によって広がる。文化的発信力。

上層の危機、下層の危機が機動戦にならない状況で、これを陣地戦の存続条件として構想すること。

意志支配以外の形での働き手の確保に向かう現代資本主義。賃労働者の厳密な規定からすれば、派遣や非正規はそれからはずれ身分制に近づく。現代における奴隷制として告発の対象とすべき。

意志支配されているのが嫌だという感覚が蓄積すればどうなるか。抜け出すことを意図するようになる。その先は？

5. 最近フェイスブックに書き込んだこと

1) 知的道徳的ヘゲモニーと現代の陣地戦

グラムシの「知的道徳的ヘゲモニー」の詳細な研究は脇に置いて、今この好奇心をくすぐるテーマについて実践的な見地から考察しよう。

ソ連崩壊以前は、欧米においても、「社会主義」は政治社会において一定の知的道徳的ヘゲモニーを発揮していた。しかしソ連崩壊後、このヘゲモニーは後退し、新自由主義と歴史修正主義のヘゲモニーが主導権を握った。

今日この既存のヘゲモニーの後退がみられる中で、再度の機動戦（ロシア革命型）での権力奪取の道もままならず、陣地戦を強いられているサバルタン（従属階級）にとって、陣地戦の目標を掲げることが大事になっている。

知的道徳的ヘゲモニーは、有機的知識人によって担われるが、この有機的知識人とは、大学のインテリゲンチヤではなく、サバルタンのアソシエーションが生み出す集合的な人格である。アソシエーションは、広くとれば、労働組合や協同組合などの既存の組織も入るが、ここでは小規模の、有志によって担われる研究サークルを念頭においてほしい。

1980年代になると、保守の間でサークル活動が始まり、これが歴史修正主義の台頭の基盤となった。単にソ連の崩壊やマスコミ、学校教育の変質だけではなかった。いまサバルタンが知的道徳的ヘゲモニーを拡大しようとするれば、サークルが無数に生まれ、それらがSNSなどでつながり、底辺からの思想運動を作り出すことが大事だろう。実際様々な試みがなされている。

陣地戦にはいろいろな闘い方がある。しかし知的道徳的ヘゲモニーがないところでは、陣地は変質するだろう。選挙戦、既成の陣地での活動、大衆運動、これらはある種の条件が伴うが、何もなしのところから始められるのがサークルである。数人で適当に選んだ本の読み合わせをやり、議論し、外に発信するとともに、一緒に食事する。知的道徳的ヘゲモニーの根本的内容は自治であるが、自治の手始めとしてミニサークルの運営を体験してみよう。

2) メルッチ『現代に生きる遊牧民』より

「社会運動がなぜなかなか消滅しないのかというのには、もう一つ理由があります。それは、人生を単に生殖のレベルには永久に還元できないという事実と関わっています。人類はただ、食べ、眠り、生殖して、生き永らえるということだけを望んでいるわけではありません。人は自分たちに与えられた生存の型を超え出ようとする意志も持っていて、この宿命についての自覚が、現在芽生えつつあります。それは、神の御心とか、歴史の法則といったメタ社会的な原則が社会に対して覇権を失いつつあるからです。歴史上初めて、社会は自らが偶然性にさらされており、永続的な再編成が必要なのだということを感じ取っているのです。社会運動はこうした偶然性にさらされているという意識の上に成立してもいけば、それを強めてもいます。社会運動にとってこそ、種としての人類を想像もすれば破壊もできる、われわれのあの能力に対する自覚が研ぎ澄まされるのです。このような機能を自らに行使した社会など、かつて存在したことはありませんでした。私たちの未来はいまや、もっぱら自らの選択と決定に委ねられているのです。社会的生活がこれほどリスクに満ちたこともありません。だからこそ社会運動は消滅しそうにないのです。社会運動は私たちが自らの行使している恐るべき権力の微なのです。さらにまたそれは、私たちがこの権力を責任をもって行使せねばならないという、気が遠くなるほどに重い義務の微でもあるのです。」(『現代に生きる遊牧民』岩波書店)

豊下楯彦『昭和天皇の戦後日本』に学ぶ(著書要約)

はじめに

2015年は議会制民主主義における、民主主義的手続きを無視した安倍政権の暴走の年として記録されるであろう。安倍政権が進めた安保法制の制定は、自衛隊が米軍と一緒に地を果てまで派兵されるという事態を招き、第二次大戦後もずっと継続してきた米軍による戦争に、直接関与することを意味している。この安倍政権の動きに対して、広範な反対運動が起きた。その過程で、憲法と安保をめぐる議論が展開された。

様々な見解が提示されているが、日本国憲法の制定過程と旧安保条約の締結過程についての歴史的研究の最新の成果であるこの書から、憲法制定過程と安保条約締結過程について、要約的に紹介しよう。引用すると読みにくくなることを考慮し、要約箇所については出所の頁数を示しておくこととする。直接この書を紐解かれるようお勧めしておく。

目次の紹介

この書は2014年9月に公表された『昭和天皇実録』(全61巻)を読み解き、従来仮説として提起してきた、著者の占領期の天皇をめぐる政治的動きについての分析が裏付けられた、としてその論拠を整理したものであり、次の目次立てとなっている。

第一部 昭和天皇の<第一の危機>——天皇制の廃止と戦犯訴追

第1章 「憲法改正」問題

①「天皇の事業」としての憲法改正 ②マッカーサーへの「謝意」 ③なぜマッカーサーは急いだのか

第2章 「東京裁判」問題

①天皇への「反逆者」 ②「勝者の裁判」の先例 ③英語版「独白録」のゆくえ ④対立する弁護の論理

第3章 「全責任発言」の位置づけ

①「史実」となったマッカーサーの回想 ②「東条批判」の筋立て ③円滑な占領遂行

第二部 昭和天皇の<第二の危機>——共産主義の脅威

第1章 転換点としての1947年

①「天皇制打倒」の脅威 ②「米国のイニシアティブ」を求めて ③なぜ「沖縄メッセ

ージ」なのか ④「領土は如何でもよい」 ⑤「芦田メモ」と昭和天皇

第2章 昭和天皇の「二つのメッセージ」

①マッカーサーの「極東のスイス」論 ②池田勇人蔵相の「拝謁」 ③天皇の「口頭メッセージ」 ④天皇の「文書メッセージ」

第3章 「安保国体」の成立

①日本側の準備作業 ②米国の「根本方針」 ③「非公式チャンネル」の展開 ④吉田首相の「全権固辞」 ⑤天皇の「大義への貢献」

第4章 立憲主義と昭和天皇

①内乱への恐怖 ②天皇の「行動原理」とは何か ③なぜ「退位」できなかったのか
第三部 <憲法・安保体制>のゆくえ——戦後日本の岐路に立って

第1章 昭和天皇と<憲法・安保体制>

①昭和天皇の憲法認識 ②昭和天皇の歴史認識

第2章 岐路に立つ戦後日本

①「戦後レジームからの脱却」 ②「東京裁判史観」をめぐる相剋 ③歴史認識問題の
起点

第3章 明仁天皇の立ち位置

①「歴史の風化」に抗して ②新憲法と日本の伝統 ③明仁天皇の歴史観 ④あるべき
日本の立脚点

(文献)

豊下楯彦『昭和天皇の戦後日本』(岩波書店、2015年)

豊下が「仮説」としているのは以下の諸著作(端緒のみ上げる)で展開されている。

豊下楯彦『安保条約の成立』(岩波新書、1996年)

同上『集団的自衛権とは何か』(岩波新書、2007年)

同上『昭和天皇・マッカーサー会見』(岩波現代文庫、2008年)

第1章 憲法改正

1. 憲法改正の経過

第一部では憲法改正問題が取り上げられている。従来、GHQによって急遽仕上げられ、提示されたとされている歴史的経緯に加え、豊下は日本側の主導権について明らかにしている。それによると、天皇による憲法改正指示により調査が開始され、この作業は10月4日、マッカーサーによって近衛文麿に託された。マッカーサーは近衛との会談を終えると弾圧法規の撤廃を軸とする「人権指令」を発し、東久邇内閣は総辞職に追い込まれた。近衛は次の幣原内閣が発足する前夜の10月8日にアチソンを訪問し、憲法改正に関するアチソンの「非公式見解」を聴取した。この経過の報告を受けた天皇は正式に改正作業を近衛に委ねた。この事態をマッカーサーも見守っていたという(豊下楯彦『昭和天皇の戦後日本』、5~6頁)。

この日本側による憲法改正の作業は、GHQから改正案を突き付けられる恐れがあり、緊急の問題として取り組まれ、天皇は11月中旬までに案を作成するよう近衛に指示した。ところが天皇主導の憲法改正に内外からの批判が高まり、マッカーサーはいったん近衛に託した憲法改正を見直したが天皇は既定路線を突っ走ろうとしていた。このような時期にGHQは戦犯のリストを発表し、それに近衛の名前も記されていたことで近衛は出頭期限の前夜に自決した。こうして天皇が近衛に託した憲法改正作業は挫折した。その結果、日本側の改正作業は、松本丞治が委員長を務める幣原内閣の憲法問題調査委員会が担うことになった(同書、12~3頁)。このような経過でまとめられた松本私案は2月1日に『毎日新聞』にスクープされたが、その内容は明治憲法を基本とし、多少の修正を加えたものでしかなかったし、アチソンに示唆されていた近衛の改正要綱よりも後退していたという(同

書、13頁)。

こうしてGHQは自ら憲法改正作業を進めることとなり、1946年2月4日からの「密室の9日間」が始まる。しかしその前の段階で、象徴天皇制と、戦争放棄について、マッカーサーは幣原首相に提示し、それは天皇に報告されていた。またその時点でマッカーサーは、東京裁判における天皇不追訴の工作をアイゼンハワーに対して行っていたという(同書、15頁)。

松本案は2月8日にGHQに提示され、13日に回答がなされることになっていたが、GHQは松本案を退け、自ら作成した憲法草案を提示したのだ。そして天皇も松本案は拒絶していたという(同書、16頁)。この草案を提示したホイットニーは、天皇を戦犯として取り調べるべきだという諸国からの圧力から天皇を守るというマッカーサーの意志を実現するには、象徴天皇論と戦争放棄が不可欠だと述べ、幣原内閣に早急に受け入れるように要請し、26日には閣議決定がなされた(同書、17頁)。

この26日はワシントンにおいて極東委員会が発足する日だった。日本の戦後処理を実施することになる極東委員会は、ソ連などの社会主義国も参加しており、日本の戦後処理がマッカーサーの手を離れて極東委員会に移されれば、天皇の戦犯としての追訴は避けられない。マッカーサーは、日本政府が自らの手で憲法改正案をまとめたかのような体裁を取り繕うことで、天皇不追訴を実現しようとし、「密室の9日間」の突貫工事で憲法草案をまとめあげたのだ(同書、18頁)。

つまりマッカーサーは日本の天皇制を防衛することを目的に憲法改正を急いだのであり、日本政府による憲法草案の作成という体裁をとることで、まずは憲法改正を課題とする極東委員会の出鼻をくじいたのだ。

このような経過を踏まえて、豊下は「押しつけ」憲法論に言及し、「天皇制維持の立場に立つならば、『押しつけ』を批判するどころか、マッカーサーに心からの“感謝”を捧げて然るべきであろう。」(同書、34～5頁)と述べている。しかも天皇自身、憲法改正後の1946年10月16日に行われたマッカーサーとの第3回会見において、『憲法改正に際しての最高司令官の指導に感謝の意を示される』と『実録』が記すように、改めて『感謝』の意を表明したのである。(同書、23頁)とダメを押ししている。

2. マッカーサーはなぜ急いだか

豊下は、連合国によるイタリア占領の研究から出発している。日本の占領についてもイタリア占領との対比で、鮮やかにその特質を描き出し、日本の憲法改正のなぞ解きを行った。豊下は第二次世界大戦の戦後処理を「国家改造」として位置づけた。ヒットラー、ムッソリーニのファシズム国家、および天皇制の絶対主義国家、この日独伊枢軸諸国に対する米英等ヨーロッパ諸国、それにソ連も加わった連合国の勝利は、戦後処理においてファシズム国家の民主主義的改造がめざされたのだ。その経過について豊下の分析を要約しておこう。

1943年1月モロッコのカサブランカでのチャーチルとの会談でルーズベルトは第二次世界大戦の戦後処理の方式として「無条件降伏」を宣言したが、その内容はファシズム哲学によって統括された枢軸国の政治・経済・社会構成全体を破壊し再編成することだった(同書、26頁)。まさに国家改造がめざされたのだ。これは第一次世界大戦の戦後処理とは異なっていた。この場合は1907年のハーグ陸戦条約にある「占領地の法律や行政を変える権限をもたない」ということが履行された(同書、27頁)。

そしてこのような国家改造という目的が、ソ連と米英とのヘゲモニー争いをまねいたのだ。連合国による最初の占領はイタリアであったが、それに先立つ1943年7月初めの段階では、米英ソの三大国が対等の立場で占領管理にあたるのが合意されていた。しかし、7月10日に連合国によるイタリアのシチリア島への占領作戦が開始され、7月25日には宮廷クーデターによってムッソリーニ体制は崩壊し、まずもってイタリア占領管理が問題となったが、その際にイタリアでの戦闘に参加していないソ連の発言権への異論が出され、

ソ連はオブザーバー扱いにされた（同書、29頁）。ところがその後1944年8月からソ連が東欧の枢軸諸国に攻勢をかけ、東欧諸国の占領においてはイタリア方式を逆適用し、ソ連が排他的管理権を獲得した（同書、29～30頁）。さらに、1945年5月に降伏したナチス・ドイツの場合は米英ソの三大国にフランスを加えた四カ国による分割統治が進められ、各占領地では占領国が排他的な管理権を行使した（同書、30頁）。

1945年2月に行われたヤルタ会談で、ルーズベルト、チャーチル、スターリンの三首脳は、このような分割管理体制を前提にして戦後の秩序を構築していくことで合意に達していたが、4月12日にルーズベルトが急死し、副大統領のトルーマンが昇格することで、ヤルタでの密約が引き継がれず、トルーマンはソ連に対する外交攻勢に打って出た（同書、31頁）。ここでの米ソの駆け引きにおいて、日本の占領管理体制が国際的な議論の焦点となった（同書、31頁）。

ところが日本の占領は出発点から特異であった。それまでの敗戦諸国は連合国と占領管理の在り方を規定した休戦条約が結ばれていたが、日本の場合はこれが欠落していたのだ（同書、31頁）。日本占領についてはマッカーサーを最高司令官に任命するが、その任務は「日本軍隊の全面降伏を受理し、調整し、実施する」と明記されていただけであった。スターリンが日本の占領管理において発言権を要求し、1945年末のモスクワにおける米英ソ三国外相会議の場で解決が図られ、バーンズが主導して生み出された妥協の産物が「二本立て」の占領政策だった（同書、32頁）。この二本立てについて豊下は次のように述べている。

「東京ではマッカーサーが占領管理の執行権限を握り、彼のもとに『諮問機関』に過ぎない対日理事会が組織される一方で、ワシントンに連合国11カ国で構成される極東委員会が『日本占領の最高政策決定機関』として設置される、ということだった。」（同書、32～33頁）

この二本立ての仕組みにおいて、マッカーサーの指令に事前に協議と承認が必要な重要問題の中に、日本の憲法改正問題が挙げられていた（同書、33頁）。極東委員会の発足は1946年2月26日と定められ、こうしてマッカーサーは自分の権限が制限されないうちに憲法改正を実現すべく、突貫工事でそれを行ったのだった（同書、33頁）。

第2章 講和と安保条約に向けて

1. 沖縄処分

安保条約の締結過程については前著『安保条約の成立』に詳しいが、しかし、前著では「仮説」として推測されていた事柄が、『昭和天皇実録』の出版によって証明されたとして、この書の第二部で取り上げられている。

豊下が前著で「仮説」としていたのは、要約すれば、当時首相であった吉田茂と外務省の外交に対して天皇が、吉田やマッカーサーの頭越しにアメリカ政府と交渉するという「二重外交」の存在にかかわるもので、天皇が吉田外交を封じ込めた、という結論が導かれていた。

1949年の中国革命と1950年に始まった朝鮮戦争は、天皇にとって天皇制の危機として理解され、憲法第9条によって軍隊を持たない日本が、外からの侵略と内からの内乱に対処すべく、米軍の駐留を日本側から要請すべきというのが天皇の立場であった。

これに対して外務省は、朝鮮戦争によって米軍の日本基地がアメリカにとっても必要不可欠になっていることを考慮し、軍隊を持たない日本でも、基地の貸与については五分五分の対等な立場での条約の締結をめざしていた。

前著では、基地提供をめぐる日米交渉における外務省の4種類の案を詳細に検討し、日米交渉の過程で、五分五分を追求した案が放棄され、日本から基地の存続を要求するという案に捻じ曲げられていくさまが詳述されている。

以上を前置きとして、第二部を紹介していこう。

豊下はまず、1947年を転換点としてとらえ、この時点から叙述を始めている。1947年と

いうと、3月12日にトルーマン大統領が議会で「共産主義の封じ込め」を宣言した年であり、そしてこの宣言から5日後にマッカーサーが、早期に対日講和交渉を始めるべきと声明を出した(同書、91頁)。このような事態の中、新憲法施行からわずか3日後に天皇とマッカーサーとの第4回会見が行われたが、この日は総選挙で社会党が第一党となり、吉田内閣が辞表を取りまとめた日であった(93頁)。

天皇はこの会見で、武力を持たない日本の安全保障として、マッカーサーが主張している国連による管理ではなく、アメリカ一国による防衛を要請したのだ(同書、94頁)。しかも通訳が、マッカーサーの日本防衛について保障した言葉だけをリークし、既成事実を作ろうとした(同書、95～7頁)。

豊下は、この天皇の政治的動きが、新憲法にある象徴天皇制が実効を持ってきた段階での政治的行為として、無責任だと批判している(同書、102頁)。

ところがそれだけではない。天皇は、1947年9月19日に対日理事会議長シーボルトを訪問し、「米国が沖縄及び他の琉球諸島の軍事占領を継続することを希望されており、その占領は米国の利益となり、また日本を保護することにもなる」(同書、102頁)と記録される内容の「沖縄メッセージ」を託しているのである。この「沖縄メッセージ」はサンフランシスコ講和条約第3条によって、沖縄の占領状態が保証されることにつながっているのだ(同書、103～4頁)。

さらにこのメッセージには、当時米国で沖縄の処理を巡って国務省と軍部との対立があり、沖縄の扱いが暗礁に乗り上げていた状況で、日本に主権を残した形で長期貸与の形をとるといふ、妥協の道筋を示し、米国当局がこの天皇の理解を利用するところとなったのである(同書、103～4頁)。そしてこの沖縄における日本の主権とは、沖縄の安全を保つ目的ではなく、日本本土の防衛の捨て石として、沖縄を利用しようというところにあった(同書、110頁)。

2. 象徴天皇による「二重外交」

豊下によれば、『昭和天皇実録』収録の沖縄メッセージの記録が記述されている同じ1947年9月19日の記録に、当時の芦田首相が、9月13日に米軍将校に対して日本の安全保障を米国に依頼する代わりに、日本本土の一部を米国に軍事基地として提供し、日本も警察力を増強する旨の書面(芦田メモ)を手渡したとある(同書、116頁)。このいきさつについて豊下は詳しく論じているが、要するに、これはマッカーサーの頭越しにアメリカ政府とのチャンネルを作る試みであり、豊下は、日本の安全保障にかかわる「二重外交」の端緒であったとみているのだ。のちに冷戦によって見解を変えるのであるが、当時のマッカーサーは非武装の日本を国連が管理するという考え方であり、米軍に日本の安全保障を求める芦田メモはマッカーサーの考えと相いれなかったのだ。そしてこの芦田メモの内容は、天皇の第4回マッカーサー会談で天皇が提案し、マッカーサーが同意しなかったものでもあった。

さらに、1948年2月27日には、天皇はシーボルトに「第二のメッセージ」を送り、南朝鮮、日本、沖縄、フィリピン、等々を連ねた線をアメリカの極東における外殻防衛線として設定することを要請した(同書、120頁)。

豊下は、この「第二のメッセージ」を、マッカーサーとの第4回会見、「沖縄メッセージ」、「芦田メモ」の内容を集大成したものとみなしている(同書、121頁)。日本の安全保障についてのこのような天皇の外交政策の提案は、象徴天皇制の下での出来事であり、豊下はこのような政治的行為は象徴天皇制を自ら逸脱したものとみなしている。それはさておき、天皇はこの外交政策を実現すべく、米国との直接のパイプを作るとともに、公職追放されていた人々の復権を要求し、政府とは別に、復権された人たちとの会合をもち、それと米国当局者とを結び付けることまでやってのけた。アメリカ側からもマッカーサーの占領政策の行き過ぎを批判する勢力が、この天皇のパイプ作りに協力した(同書、126～8頁)。

さて、マッカーサーとの第4回会見で、両者の見解の相違が判明して以降も会見は継続さ

れた。しかし、第4回会見でのリークがあったせいか、記録が途切れているが、1949年11月26日の第9回会見に関しては「松井文書」によって記録されている（同書、129頁）。

それによれば、ソ連からの対日講和の呼びかけがあり、講和問題は国際的な問題となっていて、第9回会見では講和問題が話し合われている。マッカーサーは講和後も過渡的には米軍駐留が必要なことを初めて表明し、天皇は安心した（同書、134頁）。ところがその5か月後の1950年4月18日の第10回会見で、マッカーサーは対日講和の成立は見通しがないと語り、また講和後の米軍駐留については、明言を避けた。マッカーサーは一度は軍部の圧力で駐留について同意していたが、やがて、米軍基地が日本での反米闘争というリアクションを起こすということで、国連の管理という過去の見解に戻っていたのだ（同書、136頁）。

だがアメリカ政府は講和を進めていて、講和条約の草案作りを始めていた。トルーマン政権はダレスを抜擢して対日講和問題の担当とした。これに対応して、吉田は1950年4月25日に池田勇人を米国に派遣した。「池田ミッション」はドッジラインで混乱した日本経済の諸問題の解決に向けアメリカの財政経済の視察という表向きの目的があったが、吉田は講和問題に関するメッセージを池田に託していた（同書、138頁）。しかし、他方で吉田は同じ飛行機で白洲次郎を派遣し白洲は池田と別行動で、米軍基地を残すことへの否定的見解を伝えた（同書、159頁）。これは吉田による交渉術で吉田は基地を置くことに躊躇していた。

ダレスは1950年6月17日に来日し、いったん韓国へ行って21日に再来日している。この間天皇は6月19日に池田の拝謁を受けている。池田の渡米前にも天皇は拝謁を受け、渡米目的を把握していた。そして22日午前には吉田の拝謁を受けた。その夕刻にはシーボルト大使の公邸でダレスと吉田会談が予定されていたのだ。ダレスは日本に米軍の基地を置く権利を獲得しようという意図をもち吉田との歓談に臨んだが、吉田はダレスの問いをはぐらかし、ダレスは烈火のごとく怒っていたという。その会談の後に『ニューズ・ウィーク』東京支局長パケナム邸でその後の日本の安全保障問題を考える上での極めて重要な会議が開かれた。この会合には天皇の人脈とそれと結びついたアメリカ人が参加していた（同書、142～4頁）。パケナム邸での会合の夕食は天皇の調理人が担当し、宮中から松平康昌を参加させていた。天皇のダレスとのパイプ作りがここでも働いていた（同書、147頁）。

後にダレスが「日本に、我々が望むだけの軍隊を、我々が望むいかなる場所にも、我々が望む期間だけ維持する権利」の獲得することを強調しているように、日米関係において最大の焦点は米軍基地の問題であった（同書、145頁）。天皇はマッカーサーに同意を得られなかった講和後の米軍基地の維持を、ダレスに働きかけるべく日米の取り巻きを利用してダレスの取り込みを図ったのだ。

パケナム邸での会合の3日後に朝鮮戦争が始まり、その翌日の26日、早くも天皇は、27日に帰国するダレスに「口頭メッセージ」を伝えた。吉田・ダレス会談が不調に終わったことを知った天皇は、自らが吉田の頭越しに米国政府と結びつくことを画策し始めたのだ。その「口頭メッセージ」は、公職追放されていた人々が日本国民を真に代表できるとし、この人たちとの諮問会議で講和問題を議論すべき、というメッセージだった（同書、150頁）。つまり吉田首相や外務省は日本国民を真に代表しては、というわけである。

この「口頭メッセージ」を受けたアメリカ当局はそれの文章化を要求し、8月に入ると松平たちが文章化の作業に入る。作成された文書は8月19日にダレスに送られた（155頁）。

翌年の1951年1月25日にダレスを代表とする米国の交渉団が来日し、月末から講和問題と安全保障をめぐる日米交渉が開始されるが、それについては次章で取り上げる。

第3章 安保条約の交渉過程

1. 日米交渉に向けての外務省の準備作業

朝鮮戦争を受けて、アメリカ側が対日講和に踏み切り、トルーマンは1950年9月14日に対日講和についての協議の開始を声明し、これにあわせて国務省は「対日講和七原則」をまとめた。これは、賠償請求権の放棄や、再軍備、工業生産力に制限を設けない、講和後に管理機関を置かない等々、いわゆる「寛大な講和」であった（同書、164頁）。これを歓迎した吉田首相と外務省は、講和条約と安全保障の問題に関する本格的な準備に入った。10月から年末までの間に、A作業からD作業までの4つの案が作成された。

焦点は安全保障における米軍の駐留問題であり、憲法9条により軍備を持たない日本が対外からの侵略、対内からの内乱に対してどのように防衛するかということで、米側は、朝鮮戦争とソ連、中国の台頭を踏まえて、日本を、米軍の自由に駐留できるエリアとして確保したいという意志を表明していた。

A作業は、講和後の米軍の駐留を、日米二国間の取り決めではなく、国際連合との結びつきによる日本の安全保障として想定し、したがって、占領軍の延長ではなく、日米が五分五分の立場でお互いに交渉しあうことが前提とされ、基地の設置場所の協議、経費の負担は原則米側、駐留軍の特権の規制、沖縄の返還、等を盛り込んでいた（同書、165～6頁）。

B作業は、A作業に基本的にもとづいているが、修正点は、第2条第1項に、第2項として、「前項の規定は、憲章51条の適用をさまたげるものではない」との文言が付加されたことであった（同書、168～9頁）。これは国連が侵略行為と決定する以前の段階における米軍の行動を根拠づけるものであったが、この付加は、吉田首相の、日本の安全を完全に保障するように、という指示を具体化したものであり、それによって日本と米国一国の特殊関係に傾斜していくことが不可避となった（同書、169頁）。

C作業は、非武装・中立地帯案であり、これは米側から日本の安全をどうするかと問われた時の答えとして、理想案としてまとめられた（同書、170頁）。つまり憲法9条を前提にして、アジア地域の非武装化をめざした非武装地帯を設定し、その周囲を軍備制限地帯としていくという構想であった（同書、170頁）。

D作業は、ダレスの再来日を控えた年末に、ダレス会談に臨む総理の参考にすべくまとめられた（同書、171頁）。この文書はB作業をベースにしているが、決定的な相違点は、米軍駐留を国連決議によって根拠づける規定が削除され、第一条で「合衆国は、日本の安全を確保するため日本と共同の責に任ずる」と、日米関係の中に位置づけることにあった（同書、171頁）。ところがこれだけでは米国がなぜ日本の安全に義務を負わなければならないかが不明のため、1月5日に書き改められたD作業の修正版では、ソ連との対抗関係で、ソ連の侵略が開始されれば米国は戦争に行かざるを得ない、という冷戦の論理に基づいて、日本の安全と合衆国の安全とが「不可分の関係」にあることを認める、という文言が付け加えられた（同書、171頁）。

2. 米国の基本方針の貫徹

ダレスは1951年1月25日に来日し、月末から講和問題と安全保障をめぐる日米交渉が開始された。ダレスは交渉に先立つスタッフ会議で「我々は日本に、我々が望むだけの軍隊を、望む場所に、望む期間だけ駐留させる権利を確保できるであろうか？これが根本的問題である」と強調した。これは講和後も占領期と同様に、全土基地化と自由使用を米軍に権利として保証しようとするものであった（同書、172頁）。

ダレス自身はこの提案を受け入れさせるのは困難であると考えていた。というのもこの提案は独立国家の否定だったからだ（同書、172頁）。ところが外務省が提出した1月27日の「対処案」に対して吉田首相が意見を述べ、その結果最初の「対処案」には含まれていたC作業が削除されたのだ。C作業は駆け引きの素材として準備されたにも関わらず、吉田は交渉前に、この駆け引きの素材を取り下げてしまったのだ（同書、173頁）。それだけではない。29日の第一回会議の後、吉田は日本側の「わが方見解」をまとめ、30日に米側に引き渡したが、そこで吉田は「日本は、自力によって国内政治を確保し、対外的には国際連合あるいは米国との協力（駐兵のごとき）によって国の安全を確保したい」という

文言を挿入させたのだ（同書、174頁）。ダレスの危惧は、日本側の交渉が駆け引きなしに米軍の駐留を認めるというものであったことで解消し、逆に、以降の日米交渉は、米側の主張が強硬に展開される場となってしまったのだ。

東アジアにおける反共の砦としての日本基地を米国は必要としており、日本はこの必要を認めて基地を提供する見返りとして、非武装の日本の防衛を米国に義務付ける、というA案の五分五分の論理は、朝鮮戦争を戦うために不可欠である日本の米軍基地の存続は米国の援助であり、その見返りに日本の再軍備を要求するという論理にすり替えられたのだ（同書、175～6頁）。

こうして「寛大な講和」とセットになった安保条約は、日本が米軍の駐留を希望し、米国がそれに応えるという論理で、米軍の駐留は権利となり、しかも内乱に米軍が介入できる「内乱条項」まで含まれることとなった。米国は、ほとんど占領期と同様の基地使用を可能とし、しかもその基地の使用についての細目である、のちに締結された日米行政協定は、議会に付議する必要のない協定として用意されていたのである（同書、178頁）。

3. 米国の言いなりを許した原因

このような吉田首相と外務省の交渉の帰結に決定的な影響を与えたのが天皇であった。先に天皇の二重外交について紹介したが、それは日米交渉の時期にもいかに発揮され、裏から日米交渉をリードしたのである。第一次日米交渉が米国の基本方針の貫徹となり、ダレスが離日する前日の2月10日、天皇は初めてダレスと会見したが、その時にダレスが日米交渉の経緯を説明し、日本側の要請にもとづいて米軍が駐留し、それが日本が自らの防衛のために必要な手段をとるまでの暫定措置である、という米国の基本方針にたった論理を展開し、天皇は全面的な同意を表明した（同書、180頁）。

この時点での日米交渉はまだ途中であり、ダレスの説明はまだ素案の段階でしかなかった。しかし、天皇は池田ミッションに託した論理と同じもの、つまり日本側から基地をオフアし、それに基づいて米軍による日本防衛を確保する、という論理をダレスが表明したということで、全面的な同意を表明したのであった（180～1頁）。

そしてこのダレスとの初会見に至るまでも、天皇は非公式チャンネル（アメリカ対日協議会）でダレスに働きかけていた。すでに天皇は、池田ミッション（1950年4月25日出発）でマッカーサーの頭越しに米国と交渉し、またダレスの最初の来日時にも「口頭メッセージ」（1950年4月26日）と「文書メッセージ」（同年8月19日）を与えていたが、今回のダレスの来日に際しては、夕食会を設定したのだ。さすがにダレスは天皇との夕食会は保留にしたが、天皇は実はこの夕食会で公職追放から解除された鳩山一郎たちとの引き合わせを意図していたのだ。鳩山との会談は、ダレスが日本の主要政治家との話し合いを望み、2月6日に実現するが、そこで鳩山は、共産主義の脅威に対抗するためには講和後も米軍駐留が不可欠であるという、天皇と同じ認識を披瀝し、ダレスは満足した（同書、184～5頁）。

天皇はなぜ鳩山にこだわったのか。それは「口頭メッセージ」を後に「文書メッセージ」としてまとめた時の吉田への批判にかかわっている。吉田は池田ミッションと同じ飛行機に白洲を乗せ、米軍基地を残すことへの否定的見解を米国に伝えていたが、その後吉田は基地不要論に傾斜し、1950年7月29日の参議院外務委員会において「私は軍事基地は貸したくないと考えております」（同書、156頁）と答弁していたのだ。そのあとにまとめられた「文書メッセージ」がこの吉田の基地不要論への批判であり、そして鳩山ダレス会談への固執は、単なる批判にとどまらず、吉田にかわりうる人材として、鳩山を推薦するという意味を持っていたのだ（同書、186頁）。

吉田と外務省は、天皇とそれを支える官僚たちによって、背後から鉄砲玉を打たれていた。その後の日米交渉において、外務省は何とか五分五分の立場を回復しようと努力したが、それは日本側の分裂によって叶わなかったのだ。そして天皇の外交を察した吉田は、講和条約締結の全権として渡米することを固辞し続けたが、最終的には天皇との拝謁で全

権として渡米することとなる（同書、195頁）。

吉田の全権代表固辞について、豊下は、安保条約が日本国の自尊心を満足させるのもではなくなったことを挙げている。豊下によれば、安保条約はまず第1条で、米軍の駐留は米国側の権利と規定され、米国は日本防衛の義務を負ってはいない。他方で米軍は日本の内乱に介入し鎮圧できる。さらに極東条項が加えられ、米軍は国連決議にもとづかない米国の極東背の戦争に、日本の基地を利用できる。第2条では、米国の同意なしに「第三国」に基地を提供できない。第3条で米軍の配置を規律する条件が、国会での議論が不要な行政協定で決定されると謳われている（同書、197頁）。吉田の外交センスからすれば、自身の自尊心が傷つけられたに違ひなからうというのが豊下の解釈である。

サンフランシスコ講和会議は9月4日から開催され、8日に講和条約と安保条約とが調印されたが、安保条約は会議場とは別の、米軍の駐屯地で吉田一人が署名した。安保条約の内容は吉田以外の全権団にはその内容が知らされてはいなかった。このような秘密裏の調印は、ダレスや米国首脳が、日本の全土基地化・自由使用という特権を米国に付与するいかなる政府も、日本の主権侵害を許したという攻撃にさらされるという恐れを回避したかったからであった。

関連年表

- 1943年9月8日 イタリア無条件降伏
- 1945年2月4日 米英ソ ヤルタ会談
- 5月7日 ドイツ軍無条件降伏
- 1945年7月17日 米英ソ ポツダム会談開く
- 26日 ポツダム宣言発表
- 28日 鈴木首相、ポツダム宣言を無視
- 8月6日 ヒロシマ 原爆投下
- 8日 ソ連参戦
- 9日 ナガサキ 原爆投下
- 9日 御前会議でポツダム宣言受託決定 日本、無条件降伏
- 15日 天皇、戦争終結の詔書を放送 第二次世界大戦終わる
- 30日 マッカーサー厚木に到着
- 9月2日 ミズーリ号上で降伏文書に調印
- 27日 天皇、マッカーサーを訪問
- 10月24日 国際連合成立
- 1946年1月1日 天皇人間宣言、GHQ 軍国主義者の公職追放指令
- 2月4日 GHQ「密室の9日間」で日本国憲法草案を作成
- 26日 幣原内閣草案を受け入れ ワシントンで極東委員会発足
- 3月5日 チャーチル、「鉄のカーテン」演説
- 5月3日 極東国際軍事裁判所開廷
- 6月18日 キーナン検事、天皇は訴追しないと言明 中国で国共内戦始まる
- 10月16日 天皇・マッカーサー第3回会見でGHQの憲法改正指導に感謝
- 11月3日 日本国憲法発布
- 1947年3月12日 トルーマン「共産主義封じ込め」演説
- 5月3日 日本国憲法施行
- 6日 天皇・マッカーサー第4回会見 米国一国による日本防衛の依頼
- 9月13日 芦田首相、米軍将校に「芦田メモ」（基地存続の要請）を手渡す
- 15日 天皇、対日理事会議長シーボルトに「沖縄メッセージ」を託す
- 1948年1月6日 ロイヤル米陸軍長官 日本は反共の砦と演説
- 2月27日 天皇、シーボルトに「第二のメッセージ」を託す

- 10月19日 第二次吉田内閣成立
- 1949年2月1日 GHQ 経済顧問ドッジ来日
 - 4月4日 NATO (北大西洋条約機構) 発足
 - 10月1日 中華人民共和国成立
- 1950年2月10日 GHQ、沖縄に恒久的軍事基地を建設する旨声明
 - 4月 トルーマン、ダレスを国務省顧問に任命、後に対日講和にあたらせる池田渡米
 - 5月 池田、ドッジ会見で米軍基地による日本の安全保障の提起
 - 6月17日 ダレス来日、韓国へ行って21日再来日
 - 19日 天皇、池田に拝謁
 - 22日 天皇、吉田に拝謁 その後、吉田、ダレス会談、その後パケナム邸でダレスと非公式チャンネルメンバーとの会合
 - 25日 朝鮮戦争始まる
 - 26日 天皇、ダレスに「口頭メッセージ」を伝える、公職追放の解除を要請
 - 7月29日 参院外務委員会での吉田答弁「基地は置きたくない」
 - 8月19日 「口頭メッセージ」の文書化した「文書メッセージ」をダレスに送る
 - 9月 トルーマン、対日講和交渉開始を指令
 - 15日 「対日講和に関する米国の構想」報道される
 - 10月4日 外務省 A 作業作成
 - 5日 吉田、有識者との会合
 - 11日 外務省 B 作業作成
 - 21日 吉田、外務省に非武装地帯案の作成依頼
 - 31日 軍事専門家の会合に C 作業が提出される
 - 11月10日 旧軍人 (3250人) に、初の追放解除
 - 24日 米国務省 対日講和7原則発表
 - 12月27日 ダレス会談に向けての文書 (D 作業) 作成
- 1951年1月10日 トルーマン、対日講和交渉大統領特別代表にダレスを任命
 - 25日 ダレス使節団、来日
 - 29日 ダレス・吉田会談 (第1回)、C 作業は提案せず
- 2月1日 事務レベルでの折衝始まる
 - 6日 米側、「平和条約」「日米協定」「行政協定」案を提示
ダレス鳩山らと会合
 - 9日 「平和条約」「日米協定」「行政協定」の三文書に署名、第一次交渉終了
 - 10日 ダレス、天皇と会見、天皇、米軍基地による日本防衛に満足以降の外務省と米国とのやり取りは豊下『安保条約の成立』78頁参照
- 9月8日 対日平和条約・日米安保条約調印